

寒河江市財務規則及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市規則第11号

寒河江市財務規則及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒河江市財務規則及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の一部を改正する規則（令和7年市規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。